

○東温市若年出産世帯応援事業助成金交付要綱

(令和6年3月29日告示第40号)

(趣旨)

第1条 この告示は、愛媛県との連携による人口減少対策の取組として、子どもを持ちたい人が安心して生み育てることができる環境づくりを推進することを目的に、育児用品等（別表に掲げる育児用品等をいう。以下同じ。）の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で東温市若年出産世帯応援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、東温市補助金等交付規則（平成22年12月16日東温市規則第23号）及び東温市各種補助金等交付・適用基準（平成22年東温市告示第94号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 支給対象児童 市内に住所を有し、かつ、居住する令和5年4月1日以降に出生した児童をいう。ただし、過去にこの要綱に基づく助成金又は同種の助成金等の支給対象となった児童を除く。
- (2) 時短家電 家事負担の軽減が図られる家庭用電気製品であって、別表に規定するものをいう。
- (3) 省エネ家電 エネルギーの消費性能に優れた家庭用電気製品であって、別表に規定するものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者は、令和5年4月1日以降に支給対象児童の出生により当該児童の父となった者及び当該児童の母となった者であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 支給対象児童の出生の日において、当該児童の父及び当該児童の母がいずれも29歳以下であること。
- (2) 申請日時点において支給対象児童と現に同居し、主たる生計維持者としてこれを養育している者であること。
- (3) 市税を滞納していないこと。

(4) 申請日時点で、3か月以上継続して本市の住民基本台帳に記録されている者であること。

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けていないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員等でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の要件を満たす者に準ずる状況にあると認められる者について、当該者を助成対象者とするすることができる。  
(助成対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、支給対象児童の母子健康手帳の発行日以降に購入し、別に定める期間内に支払を完了した別表に掲げる育児用品等の購入に要する経費とする。ただし、消費税、送料・配達料、設置工事費を含み、家電リサイクル料金や処分費用、中古品又は付属品等の購入に係る費用及び他の助成（補助）制度の対象となった物品は対象外とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の支出額の合計（他の制度により、助成等を受けている場合は、当該助成金等の額を控除した額）と支給対象児童の人数に20万円を乗じた額を比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東温市若年出産世帯応援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 助成金申請額等内訳書（様式第1号別紙）

(2) 助成対象経費に係る領収書の原本（商品名、購入日等の記載があるものに限る。）ただし、原本により難い特別な事情があると市長が認めるときは、領収書の写しをもってこれに代えることができる。

(3) 製造事業者が発行した保証書の写し（時短家電及び省エネ家電購入の場合）ただし、用意できないやむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りではない。

(4) 配置又は設置後の写真（時短家電及び省エネ家電の場合）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による申請は、支給対象児童の誕生日から1年以内の日までに行わなければならない。この場合において、申請は、1人につき1回を限度とする。

（助成金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、東温市若年出産世帯応援事業助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消等）

第8条 市長は、助成金を受けた者が虚偽の申請その他不正の行為によって助成金の交付を受けたと認めるときは、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は令和6年4月1日から施行する。

別表(第1条、第2条、第4条関係)

育児用品等

対象	分類	品目
----	----	----

区分		
育児用品	授乳関連品	粉ミルク、哺乳瓶、搾乳機、ミルクウォーマー等
	衛生用品、衣類	紙おむつ（支給対象児童が第一子の場合に限る。）、おしりふき、ベビークリーム、ベビー服、よだれかけ等
	外出用品	チャイルドシート、ベビーカー等
	玩具、絵本	幼児用玩具、絵本等
	その他	市長が適当と認めるもの
時短家電	家事関連用品	洗濯乾燥機、洗濯機、掃除機、食器乾燥機
	調理関連用品	オーブンレンジ（トースター）、炊飯器、自動調理器（電気圧力鍋、電気ポット等）、フードプロセッサ
	その他	市長が適当と認めるもの
省エネ家電	生活関連用品	電気冷蔵庫（冷凍庫含む。）、エアコン（新基準（目標年度2027）での評価点とする。）、照明器具、温水機器
	その他	市長が適当と認めるもの

注) 省エネ家電は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第165条の規定による統一省エネラベル2つ星以上の家電製品（資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」に多段階評価点が掲載されている製品又はそれらと同等の省エネ性能が認められる製品に限る。）を対象とする。

様式第1号(第6条関係)

東温市若年出産世帯応援事業助成金交付申請書兼請求書

[別紙参照]

様式第1号別紙(第6条関係)

助成金申請額等内訳書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 7 条関係)

東温市若年出産世帯応援事業助成金交付決定通知書

[別紙参照]